

# 研究 RA (リスクアセスメント) 室発足のお知らせ

教職員の皆様、2016年6月1日施行の労働安全衛生法の改正によって、化学物質のリスクアセスメントの実施が事業者の義務となりました。

すなわち、化学物質のリスクアセスメントの基本的な考え方や進め方として、一般的な作業や設備のリスクアセスメントと共通ではあるものの、化学物質の危険性や有害性について考慮する必要があるということです。

少し細かいのですが、その手順を図に示してみました。また、厚生労働省のWEB (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000125390.html>) にて、こういった本改正に伴った化学物質管理についてのQ&Aが提示されていますが、【Q：研究目的で少量取り扱う場合もリスクアセスメントが必要か。】に対して【A：少量・多品種を取り扱う試験研究業や教育業（大学の研究室等）でも、リスクアセスメントの適用除外にはなりません。リ

研究 RA 室 室長  
(衛生学)

大槻 剛巳

スクアセスメントの具体的な実施方法としては、取扱い物質、作業手順と防護措置を簡単にチェックする方法などが考えられますので、各事業者が適切な方法で行うようにしてください。】と記載されています。

すなわち、本学に於いても、改正された労働安全衛生法に伴って、そのリスクアセスメントの必要性と、管理体制を構築しなければならない、懸案となっております。

こういった背景の中、2017年7月24日付で「研究 RA 室」が発足しました。RAはリスクアセスメント = Risk Assessmentの頭文字から採っています。

## 化学物質のリスクアセスメントの手順

手順1	化学物質等による危険性又は有害性の特定
↓	たとえば、化学物質等による危険性又は有害性は、作業標準等に基づき、必要な単位で作業を洗い出した上で、「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)」で示されている危険性又は有害性の分類等に則して、各作業ごとに特定します。
手順2	特定された危険性又は有害性によるリスクの見積り
↓	危険性については、影響の大きさ(負傷又は疾病の重篤度)と発生の可能性により、リスクを見積もります。 有害性については、化学物質の有害性の強さ(度合い)とばく露量(程度)により、リスクを見積もります。
手順3	リスクを低減するための措置内容の検討
↓	次に掲げる優先順位で措置内容を検討します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>危険性又は有害性の高い化学物質等の使用の中止、代替化</li> <li>化学反応のプロセス等の運転条件の変更、化学物質等の形状の変更等</li> <li>工学的対策・衛生工学的対策(設備の防爆構造化、局所排気装置等)</li> <li>管理的対策(マニュアルの整備、立入禁止措置、ばく露管理等)</li> <li>個人用保護具の使用</li> </ul>
手順4	優先度に対応したリスク低減措置の実施
	上記で検討した結果に従い、リスク低減措置を実施します。





の実施その他への助言などをしてきたこと、あるいは大学院生の授業などの中で、毒劇物取扱などを行ってきたことを、研究RA室として体系的に実施していくというご理解をいただければ幸いです。

実際に、全国すべての大学でこの問題に十分な対応がなされているかというのは、相当にまちまちでもあり、2017年5月に開催されました第90回日本産業衛生学会でも「化学物質のリスクアセスメント（健康障害防止）のステップアップに向けて～実践事例を踏ま

活動の目的は、『本学における教職員、及び学生の研究活動において安全上の危害及び健康障害並びに環境への影響を未然に防止するため、併せて本学保有の化学物質管理体制を整備し、適正かつ発展的な運用を行うこと』です。

そして、所管事項としては以下のような内容になります。

- (1) 研究活動における安全管理に関すること
- (2) 化学物質管理規程の策定に関すること
- (3) 本学保有の化学物質一括管理システムの運用に関すること
- (4) 化学物質安全管理についての教育、周知に関すること
- (5) その他研究活動及び業務における健康障害防止、環境への影響低減に関すること。

教職員の皆様には、こういった現状の中、法施行から既に1年以上が経過し、法を遵守する体制の構築が必要であることを、是非、ご理解いただきたいと思います。

さて、室員として、衛生委員長も務める大槻が室長となり、教員としては自然科学・西松准教授、中央研究部から須田氏、さらに中央研究センターから松田氏、南氏、そして事務部から田中氏が入っていただいた上で、産業医も務めていらっしゃる勝山教授（公衆衛生学）に顧問を担当していただくことに致しました。

とはいえ、発足の後、9月に第1回目の会議を設けたばかりでもあり、本室としての活動は端緒に付いたばかりでもあるのですが、これまでも化学物質取扱について、室員個々でも衛生委員会の立場での取扱職員の健康診断

えた成果と今後の課題～といったシンポジウムが開催されていました。

研究RA室では、今後、各教室などにおける化学物質管理のソフトウェアの導入とともに、その使用や、今回の法改正の概念自体の周知のためのFD/SD会の開催、また、助言や情報提供などを通じて、本学における改正労働安全衛生法の遵守に関連する積極的な活動を行う予定です。

以前は、こういった問題は、特定の化学物質を多く取扱うような製造所や企業などが対象と考えられ、研究目的で種々の物質を少量取扱うような研究施設や大学は、なんだか治外法権的なニュアンスで捉えられていましたが、昨今の労働者の健康障害の防止の観点を考えれば、どのような状況の中でも、十分な対応をしなければならないのは、自明の理でもあります。

今後、教職員の皆様には、種々情報提供などをしていきますが、少々、面倒なことをお願いするような自体も生じるかも知れません。それでも、法遵守という観点もさながら、働く皆様の健康傷害防止と健康増進という視点から、御協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。